

山口県立萩商工高等学校いじめ防止基本方針

平成30年4月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、生徒が主体となる授業づくり、学校行事・部活動を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期の定期的なアンケートや個人面談の実施等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、部活動内でのいじめや、スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参照して「山口県立萩商工高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめを行った生徒への教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するため、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、親師会や学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ 「いじめ対策委員会」

年間3回の全委員による会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等を行う。

・構成

管理職、生徒部主任、教育相談係主任（教育相談担当教員）、学年主任、養護教諭、保護者（親師会）代表 他

※必要に応じ、関係教員を加え、外部専門家（スクールカウンセラーなど）、学校運営協議会委員等と連携・協働する体制を構築する。

・役割

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善

◇いじめの相談・通報の窓口

◇いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 「生徒部会」

毎月の定例会議、事案発生時に緊急会議等

・ 構成

生徒部主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭 他

※必要に応じ、学年主任、当該学級担任・部活動顧問等を加える。

・ 役割

◇いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有

◇いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等

◇学校行事、校内研修等の企画・実施

◇アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 学校評価の評価項目への位置づけ

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係わる達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善する。

(3) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実させる。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

「未然防止」(いじめの予防)

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ いじめの問題を根本的に解決するため、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
- ・ すべての教職員の共通理解を図るために、積極的にいじめの問題に関する校内研修会を実施する。
- ・ 生徒の状況等について日頃から教職員間で情報共有等に努めるとともに、各分掌・各学年と情報共有を図りながら、生徒部会を定期的に開催する。
- ・ 中学校との連携により切れ目のない支援体制を構築するとともに、生活アンケート、相談カード、県教委作成の「学校適応感調査『F i t』」などの客観テストを通して、生徒理解に努める。
- ・ 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動等において、主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫改善する。

- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPY（県独自の体験学習法）を活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。
- ・ インターネット上のいじめは、被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることを理解させるために、情報モラル教育の充実を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ 親師会、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

「早期発見」（把握しにくいいじめの発見）

(1) いじめの認知

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応を取る必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(2) 校内指導体制の確立

- ・ 担任だけでなく、副担任、教科担当教員、養護教諭、部活動顧問等との連携を密にし、学校事務職員、SC等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立する。
- ・ 「誰にも相談できない児童生徒がいるのではないか」との認識の下、日常の観察や生活アンケート等の実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。

(3) 「いじり」と言われる行為の対応

- ・ いじめとの境界が不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性を十分考慮して対応する。
- ・ いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持ち、教職員・保護者で情報を共有し、組織的かつ適切に対応する。

(4) 家庭・地域との連携

学校評価等の結果を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図るとともに、教育相談だよりや萩商工高校公式サイト等を工夫改善しながら情報発信に努め、学校に対しての理解と信頼が深まる取組を行う。

「早期対応」（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、情報を一人で抱え込むことなく、または対応不要であると個人で判断しないよう、学校として情報共有を基に、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制でいじめ解決に向けた取組を行う。

- ・ いじめに係わる情報が寄せられたときは、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(2) いじめへの対応

- ・ いじめを受けている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢で対応する。
- ・ 本人の要望を聞き取りながら、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努め、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝え、今後の対応方針等を説明し、解決に向けて協力を依頼する。
- ・ いじめの解決に当たっては、当事者だけでなく、周りの生徒からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめを受けている生徒の心のケア、いじめを行っている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめを行っている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、警察と連携して対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（平成28年4月施行）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得るなど学校・警察が連携した対応を行う。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、「いじめ対策委員会」において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得る。また、「いじめ対策委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめを受けている生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該生徒をいじめから守り通す。

いじめを行っている生徒に対しては、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分に得ながら、さらには、関係機関等とも連携を図りながら、必要に応じて、個別指導や懲戒等の厳しい対応を行う。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、親師会専門部に「いじめ対策部会」を設置するとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

山口県立萩商工高等学校	代 表	0 8 3 8 - 2 2 - 0 0 3 4
-------------	-----	-------------------------

(2) 関係機関等の相談窓口

○ こどもの人権110番 (山口地方法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
○ 24時間子どもSOSダイヤル (やまぐち総合教育支援センター)	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
○ サイバー犯罪対策室 (山口県警本部)	0 8 3 - 9 2 2 - 8 9 8 3
○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部)	0 1 2 0 - 4 9 - 5 1 5 0
○ ヤングテレホン・萩市 (子ども相談・支援室)	0 8 3 8 - 2 5 - 3 6 6 2
○ ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター)	0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 0
○ 山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課)	0 8 3 - 9 3 3 - 4 5 3 1
○ ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター)	soudan@center.ysn21.jp